

公物管理等分科会
第31回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第31回公物管理等分科会議事次第

日 時：平成28年3月3日（木） 9：55～11：04

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング

- 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業、福祉用具臨床的評価事業
(厚生労働省)

3. 閉 会

○井熊主査 それでは、ただいまから第31回「公物管理等分科会」を開催いたします。

本日は、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングとして、厚生労働省の「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」及び「福祉用具臨床的評価事業」について一括審議いたします。

本日は、厚生労働省老健局高齢者支援課の佐藤課長に御出席いただいておりますので、御説明をお願いいたします。

なお、説明は2つの事業を合わせて15分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤課長 おはようございます。厚生労働省の佐藤でございます。お世話になります。

大変申しわけございませんが、局長は国会の関係で急遽、今日は私の方で御説明申し上げますことになりました。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明を申し上げます。資料1-1①と資料1-1②をあわせて御説明させていただきたいと思っております。

まず①の「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」でございます。

背景でございますけれども、現在、介護保険を取り巻く環境につきましては、要介護高齢者の増加、長期化など、介護ニーズが増加する一方で、労働力不足というものが深刻化しているなど厳しい状況でございます。その解決策となり得る介護ロボットの技術開発には期待が高まっております、平成25年度に経済産業省と共同で、今後重点的に開発支援する分野を定めて進めてきておるところでございます。

この実用化支援事業は、こうしたことを背景といたしまして、介護従事者や家族の介護負担を軽減するようなすぐれた福祉用具・介護ロボットの早期実用化に資することを目的として実施させていただいております。

現状と課題でございますけれども、真ん中にごございますように、介護の現場からは、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットが導入されたとしても、なかなかどのように活用しているのか、あるいはどのような機器があるのかというのがわからない。実際に使ってみても使い勝手がよくないですとか、そういった声がある一方で、開発企業・メーカー側からは、どのようなニーズが介護現場にあるかわからない、開発したけれども使われない機会が少なくといったような意見があって、ミスマッチが起こっております。そうした介護現場側と開発側のミスマッチを解消するために、開発の初期の段階から介護現場のニーズあるいは声を吸い上げまして、また、試作機器の実証テストのマッチングを支援するというところで、効率的に役立つ実用性の高い機器の開発を進めていくというのが目的でございます。また、そうしたことについて広く国民の方々に普及啓発を図っていくという内容でございます。

次の下のところでございますけれども、具体的には4つの取り組みから成っております。まず、左上のところは相談窓口でございますが、これは利用者あるいは介護施設、事業所からの相談、あるいは製品の開発メーカーからの相談、こういったものを電話あるいはイ

ンターネットで受け付けております。

右側の実証の場でございますけれども、実際に協力をしていただける施設や介護事業所をリストアップして、これを開発メーカー側につなぐというもの、その取り組みでございます。具体的には、委託事業者のホームページから介護ロボットの利用者、入所者にモニターとなっていただきまして、そのモニター調査に協力していただける施設を募っています。また、利用者の安全が第一ですので、モニター協力施設の心得など、研修を行っております。

左下でございます。そのモニター調査については、介護職員等との意見交換、あるいは専門職によるアドバイス支援、リストアップした協力施設から適切な施設につないでモニター調査を行っているところでございます。

最後に、右下の普及・啓発でございますけれども、先ほど申し上げましたように、マッチングの取り組みの成果も含めまして、普及啓発を実施してございます。

おめぐりいただきまして、裏でございます。上のほうの「競争性改善に向けた取組」でございます。本事業を効果的に実施するためには、全国規模での情報収集及び分析能力や、介護ロボットの臨床評価について知見を有していることなど、一定の資質を有することが必要であるということから、現在、企画競争によりまして、よりすぐれた企画を提出した者と随意契約を行うこととしておりました。

しかしながら、これまで公示期間の延長などにより多くの応募があるように改善に努めてまいりましたけれども、結果として、本事業を現行の枠組みで本格的にスタートしてから3年目を迎えるわけでございますが、1者応札が続いてきたというのは御指摘のとおりでございます。

原因といたしましては、高度な知識及び技術を有する業務を行うことができ、また、この委託事業者に求められる資質、5つほど〇がございましてけれども、一番上の〇です。専門的な知識や実績、介護の実情にも精通しているというような部分。それから、一番下です。いろいろあるかと思っておりますけれども、客観的または中立的な立場で取り組める。これは、開発企業の開発段階の企業情報なども取り扱うということがあり、また、介護現場そのものも、ある意味、利用者あるいは入所者の方々の御了解もいただくということ。そして、その間に介護事業所があるということ、その3者の関係のマッチングというような話もございまして、いろいろな意味でそういった事業者が限られているということなどが考えられるかと思っております。

これまで御指導いただきながら、公示期間の延長、これは21日から27年度は29日間に延長するというようなことなど、改善に努めてまいりました。その結果、27年度の説明会の参加者は1者増えて2者になりましたけれども、まだ複数からの応募には至っておらないという状況でございます。

そして、今後の競争性改善に向けた取り組みとして、2つのことを検討してまいりたいと考えております。一番下のところでございますけれども、まずは情報の格差がやはりあ

るだろうということで、できるだけそれを解消するために、公示期間を引き続き1カ月程度、少しでも長くするという事で確保するとともに、前年度の実績報告につきましては、これまで厚生労働省としては特に何もしてまいりませんでしたけれども、ホームページにしっかり掲載をする。さらにそういったことも含めて、具体的な事業あるいは業務の内容をイメージできるように見直してまいりたいと考えております。

2つ目でございますけれども、説明会に来訪した方々などに対してアンケート調査を行いまして、応募に至らなかった理由を伺いまして分析をし、次年度以降の見直しの検討材料としてまいりたいと考えております。

下でございますけれども、現行の委託事業者は、公益財団法人テクノエイド協会というところでございます。こちらの財団の概要を掲載しております。この財団は、昭和62年に設立されたものでございまして、福祉用具に関する調査研究及び開発を推進するという事。それから、情報の収集及び提供をするということ。それから、臨床的な評価、規格化をするということなどを行っております。

次の○でございますけれども、福祉用具のマッチング事業との関係で言いますと、やはり情報が非常に重要になってくるわけでございます。開発メーカーの情報、介護現場の情報、介護現場における利用者あるいは入所者の方々についての理解、そういったものを含めまして、いろいろな福祉用具情報そのものの収集については、これまで当該協会が福祉用具情報システム、TAISと呼ばれておりますけれども、そういったデータベースを作成して、企業から登録のあった情報を無償で自治体、一般利用者に提供しておるような状況でございます。

また、モニターの協力を申し出る施設は、協会のホームページから応募することができるような状況になっておりまして、これも当該モニター協力施設のデータベースとして、当該法人が構築されている状況でございます。

そういったものでございまして、マッチングを適切に行うためのさまざまな情報と、それのもととなるような、それに資するようなシステムを持っておることが、当該協会が効率的に事業を進められるということであろうかということ、一つ考えられることであろうかと思っております。

いずれにしましても、私どもとしても、1者応札が続いている理由をもう少ししっかり分析させていただいて、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上が1点目の実用化支援事業でございます。

続きまして、資料1-1②「福祉用具臨床的評価事業」でございます。

これは同じ介護保険で用いられる、介護保険の給付の対象となるような福祉用具でございます。これは、その福祉用具の安全性の確保の観点から、現在、消費者庁において、死亡等の重大事故の公表、あるいは製品そのものについては経済産業省においてJISマークなどの取り組みが行われておりますけれども、実際、利用者は様々な状態像がございますので、その様々な状態像に応じて適切に利用されるという観点から、利用上の安全性につい

での取り組みが極めて重要であるという状況でございます。

このため、厚生労働省におきましては、利用者が使用する場面、これが臨床の場面でございますけれども、そういった臨床場面での客観的評価に基づく安全性、操作性に関する評価を行うこととしておりまして、そういった認証された福祉用具についてはマークを付与しているという取り組みでございます。これが、当該臨床的評価事業の一つの柱でございます。これまで認証された機器類は190件でございます。

それから、下でございますけれども、もう一つ柱がございまして、一方で、福祉用具にかかわる事故というのも相次いでおりまして、その多くは製品に起因しないものであるということも言われておりますことから、この臨床的評価のその先の発展段階としまして、26年度から介護現場において福祉用具の安全な利用・導入を推進するために、ヒヤリハットの事例分析及び結果の公表を行うこととしてございます。

これは、事例の収集を福祉用具製造事業者、安全推進員、自治体などから収集するということ。そして、その収集した事例を、真ん中にありますように、いろいろな形で要因を分析いたしまして、広く国民の方々に周知をすべき事例として分析し、それをまとめていくということをしております。そして、事例を公表することによりまして、重大事故の未然防止に資するということが目的としてございます。

一番下でございますけれども、関係者が情報共有することにより、大きな事故やけがを未然に防止する、適切な福祉用具の利用に寄与するということが、310件を公表しております。

裏をおめぐりいただきますと、本事業の「競争性改善に向けた取組」でございます。本事業を効果的に実施するためには、福祉用具のJIS規格や利用状況について精通していることや、安全性等に係る評価（ユーザビリティ評価）を行うことができることなど一定の資質を有することが必要であるということから、企画競争によって、よりすぐれた企画を提出した方と随意契約を行うこととしております。

しかしながら、これまで公示期間の延長などによりまして、多数の応募をいただけるように改善に努めてきましたけれども、結果として過去3年間1者応札が続いている状況でございます。原因としては、下から2つ目の○にございますように、高齢者が利用する上での安全性に係る評価を行うなどの高度な知識及び技術を必要とする業務を行うことができ、また、中立的な立場で取り組むことができる事業者が限られているのではないかと考えておるところでございます。

これまで御指摘をいただきながら改善に努めてまいりましたものの、依然として1者応札が続いている状況でございます。説明会では2者参りましたけれども、まだ応札は1者であるということで、競争性改善に向けて、一番下でございますような2つの取り組みを実施してまいりたいと考えております。これも先ほど申し上げました実用化支援事業と同様でございますけれども、公示期間を1カ月程度確保するとともに、前年度の実績報告を厚生労働省としましても情報開示を積極的にさせていただくことによって、より広く周知

を図ってまいりたい。

2点目としましては、説明会に来訪された方々に対してアンケート調査を実施しまして、応募に至らなかった理由について分析をし、次年度以降のさらなる見直し、改善の検討材料としてまいりたいと考えているところでございます。

一番下の委託契約者の概要等につきましては、先ほど実用化支援事業において御説明申し上げたことと同様でございますので、説明を省略させていただきます。

最後に、この両事業を含めました介護保険、あるいは介護におけるロボットにつきましては、冒頭に申し上げるべきだったかもしれませんが、現在、平成25年6月に閣議決定されました日本再興戦略におきまして、5カ年かけて開発をしていくということとしてございます。そういった中で需要はどんどん増えてまいりますので、開発そのものも年々加速化していかなければいけないという政府の取り組みの一環として行っておる事業でもございまして、今後、順次、開発現場及び介護の現場、いずれも今後どんどん動いていくという流れにあるかと思っております。そういった中で、今、実質的に3カ年目という状況でございまして、そういったことの中で、今、申し上げたような改善に努めていきたいということでございます。

以上、簡単でございますけれども、私どもからの説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○井熊主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○古笛副主査 では、御質問させていただきたいのですけれども、この2つの事業とも、福祉用具に関する根幹を成すとても重要な事業でして、なぜ1者しか応札されないのか、すごく疑問に思うのです。説明会に参加されたのが今回は2者だったのですけれども、それまで1者というのは、やはりテクノエイド協会さんだけなののでしょうか。

○佐藤課長 左様でございます。

○古笛副主査 それを踏まえてなのですかけれども、実際にこの事業を受託可能な業者さんというのは、具体的にはどういった業者さんを想定されているのでしょうか。

○佐藤課長 先ほど若干御説明申し上げましたけれども、まず、実用化支援事業につきましては、お手元の1枚目の下にございますように、恐らく一番重要なことは、1つは、実際に福祉用具が利用される介護施設あるいは事業所、本来、福祉用具そのものは在宅での介護に使われるわけですがけれども、当然、一部、介護従事者の負担軽減のために介護施設や事業所で使われるというのがございますから、いずれにしても、介護の現場についての実情に精通しているということがまず1つ。

その意味は、事業者あるいは施設と、一方で利用者あるいは実際に福祉用具を使う方という2つの要素があろうかと思っております。同時に、この事業の目的が、今後の介護現

場の負担を軽減するための福祉用具あるいは介護ロボットの導入、とりわけロボットの開発を今、進めていくという段階でございますことから、開発メーカー側の開発の情報を保有しているということが1つ、効率的・効果的に実施するためには重要であろうかと思っております。

したがって、そういったことについては、マッチングに必要な様々な情報とともに、ある意味、介護現場における介護技術ですとか、開発メーカーにおける製品そのものについての知見というか、そういったものもあわせて保有していることが必要だろうと思っております。そういった意味で、具体的にどういう事業者が参入し得るのかということからは、私どもとしても競争性という観点からは、今時点でなかなかまだ応札がないということではあるのですが、ただ、説明会に来られた方が少しおられて、介護ロボットについての取り組みの加速化の状況と相まって、もうかなり今、認知度がそれなりに増してきているとは考えておまして、具体的にこういった事業者が想定されるのかということは、今、引き続き、より広く情報を出していく工夫をさせていただいて、どんな方々から手が挙がるのかというのを検討してまいりたい、そのような状況でございます。

○古笛副主査 よくわからないのですけれども、今、説明会にいらしたというのは、テクノエイド協会以外の1者いらした方のおっしゃっているのでしょうか。

○佐藤課長 テクノエイド協会以外の1者というのは1つでございます。それからあと、この事業そのものの効果というか、実質3年目でございます、本格的に動き出してきているという部分もあって、今後、認知度が高まっていった手が挙がるかどうかということかと思っております。

○古笛副主査 具体的にこういった事業者さんが適切かどうかはわからないということは、説明会に来てくださいと声をかけたりだとか、こちらから積極的に動いたということではなくて、来てくれるのを待っているという状況なのでしょうか。

○佐藤課長 これまでいろいろ委員会のほうから御指導いただいてきたような改善は取り組んできたつもりではございますものの、日々、私どももいろいろ考えていく中で、今、申し上げたような形での積極的な、昨年度の事業の状況をもう少しわかりやすく開示していくですとか、もう少しきめ細かい周知が必要ではないかと考えているところでございます。

○古笛副主査 介護の現場にいろいろな事業者さんが参入されているので、広く周知していただくためにも、こちら側から積極的に声をかけるなり、なぜ参入できないのかというところの意見を聞くなりということは、もっとできそうな気がするのですけれども、御検討いただけたらと思います。

○井熊主査 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

どうぞ。

○川島副主査 御説明ありがとうございました。

2つ質問があります。1つは、テクノエイド協会が持っているデータベースがこの事業を受けるに当たって非常に大きな強みになっているということがわかりました。例えば、テクノエイド協会以外がこの事業を受託した場合に、テクノエイド協会は本来の目的のためにこのデータベースを運用しているの、データベース自体は使い続けることになると思うのです。例えば、新たに受託したところが、このデータベースを有償でもいいと思うのですけれども活用するだとか、そういったことができるのか、できないのかという可能性について教えていただきたいと思います。

もう一つは、資料1-1の①、あるいは②の裏面も、こうしたシステムを一から構築するのは一般企業には簡単ではないということで、仮に1点目でお伺いしたこうしたデータベースの活用が他者でできない場合には、これだけ見ると、やはりテクノエイドしか受けられないなということをお感じになっているのかなとも受けとめました。その場合に、そもそもこの事業にかかわる費用について、もっと効率化できないのか、削減できないのか。そうした点から、どこに委託する、しないにかかわらず、厚生労働省さんとして何かお考えになっていることがあるのか、その点について教えていただけたらと思います。

○佐藤課長 まず、1点目のテクノエイド協会が現に保有するデータベースですとか、さまざまな知見を、場合によっては対価を含めて他のところに使っていただくことができないかということでございますけれども、これについては、今、即答しかねる部分がございます。もう既に一部、私どもとして伺っていますのは、できるものについては基本的にホームページ等で公開をし、また、随時の問い合わせ対応等で対応していると伺っております。

なお、難しい部分があるとすれば、それはある意味、企業の競争上の地位と関係するような情報があるかないかですとか、そういった部分があるかと思っておりますので、どこまでそれができるのかというのは、よく問題意識を持って検討していく必要があろうかと思っております。

2点目については、御指摘のように、やはりテクノエイド協会しか受けられないのではないかと感じているのではないかということにつきましては、これは経緯をさかのぼりますと、実際にずっとそうであったという事実からすれば、そのようなところからスタートしたことではございますけれども、年々この福祉用具という部分、あるいは特に介護ロボットの議論が、この3年間ほど開発の部分が出てまいりましてからは、私どもの感覚としてもいろいろなところから問い合わせがございますこともあって、まだまだ不十分という点があるかもしれませんけれども、ある意味これはこの事業全体として情報の開示を進めてきている状況でございます。

したがいまして、費用をもっと効率化ということ、もっと費用を低減ということにつきましては、まずは競争性の改善という中でいろいろな方に手を挙げていただけるということを探っていく。そういった中でどこまで費用をさらに効率化できるかということも問題意識として持っていくのかなと思っております。

○川島副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 どうぞ。

○北川副主査 3年間、結果としてできなかったということのような御説明をいただいたわけですが、そもそも、もう無理だと、1者でやらざるを得ないのだという状況の御判断が優先しているのか、あるいは、どうしてもやはり競争入札をして、公平とか公正、癒着とかがないようにするというお話がちょっと聞きにくかったのですが、3年間、我々は努力したけれどもだめだったのですという御説明に聞こえたのです。では、もうそれでいきますというようなお話をいただけるのか、あるいは、本当にこの次は2者なり3者なりの応札が可能ないように努力していくのだということなのか、そこがここの全てのような気がして、そのあたりはどういうお考えでございますか。もうやる気がないというか、これしかないのだというのなら、そういう説明もあっていいと思うのですが、どうなのか。

○佐藤課長 現時点におきましては、私ども大変申し訳ないです。これはもともとこれしかなかったという実態が過去にございます。ただ、先ほど申し上げましたように、この場で完全にお約束できないところで申し訳ないのですが、事業の仕立てでコアになる部分と、もう少しいろいろな方に参入していただける部分が場合によっては、事業の中身によってはあるのかもしれない。そういうことが原因で、今、手が挙がらないのか、それとも、かなり情報量があったり、いろいろなネットワークがないと、そもそも手が全体として挙がらないのかとか、いろいろな要因がありまして、もう少し私どもとしては、今おっしゃられた後者のほうで手を挙げていただいて、企画競争という中ではありますけれども、競争性を高めて、実際に競争していただけるような形で努力をしていきたいという考えでございます。

○井熊主査 どうぞ。

○北川副主査 手を挙げるのを待つというのも一つの手ですけれども、こういうアドバンテージがもうこのテクノイド協会にあって、御説明いただく中で、これは勝てないという雰囲気は伝わってくるのです。だとしたら、手を挙げるのを待つというよりは、手を挙げさせるような配慮というのが、このマーケットはすごく大きいと思うのです。だから、公平公正をどう担保していくのかということについて、今の御説明でも、努力しているけれども無理なのですというニュアンスが伝わってくるのです。

本当に後者の方で御努力を、どのような形でいつまでに出すとかいう説明はいただけるのですか。努力するだけでは、3年経過してきているのですがということを前提にお願いしたいと思います。

○佐藤課長 このペーパーにも書かせていただきましたけれども、実際に説明会に来訪した方、あるいはそれ以外の方々に対しても、ある意味、広がってきている部分がございます。実際にこの事業を受けて、この事業を活用していただいている実際のメーカー、あるいは介護現場の施設、事業所の方々がおられますので、そういったところの方々には情報を

しっかり流すですとか、あるいは、今、この事業全体に関与していただいている方々を通じて、より広く御説明を申し上げていくような形で競争性を高めるということを努力してまいりたい。

3年という御指摘がございましたが、まさにおっしゃるとおりであろうかと思っております。ただ、実質的に開発の5カ年計画の中で、ちょうどこれからまさに、より認知度が高まって、恐らく関心も向いてくる部分があるかと思しますので、5カ年計画の中での3カ年目という流れの中で、前年度以上にしっかりと競争性を確保する取り組みをまずはさせていただきたい。あわせて、なぜ1者応札が続くのかということについての原因を、今ここに私どもとして、もしかしたらそうではないかと考えられる部分としては御説明させていただきましたけれども、その他のいろいろな要因があるのかどうかも含めて、しっかりと伺いしたり、情報開示をしていくことによって、原因をよくこの1年間かけて分析をさせていただいて、その1年間で少しでも改善するようにさせていただきたいと考えております。

○井熊主査 よろしいですか。

どうぞ。

○引頭副主査 御説明ありがとうございました。

井熊主査、一問一答で大丈夫ですか。

○井熊主査 結構です。

○引頭副主査 ご説明ありがとうございました。3つ質問がございます。

冒頭にお話があったように、アベノミクスに置きましてもこの分野が非常に大事だということを感じております。その中で、まずそもそもについてお聞きしたいのですが、金額が大きい実用化支援事業において、厚生労働省様はどういう形で関与されているのか。つまり、この事業における行政の仕事とテクノエイド協会さんの仕事がどのようなことになっているのか、いただいた資料を見てもよくわからなかったので、まず、それについて教えてください。

○佐藤課長 この事業の中での厚生労働省の役割ということでございますか。

○引頭副主査 そうでございます。

○佐藤課長 どう説明申し上げていいかあれですけれども、介護保険の仕組み全体で参りますと、厚生労働省の立場は、若干申し上げましたけれども、福祉用具あるいは介護ロボットを介護の現場、あるいは在宅における介護のために普及をしていくということでございます。そして、その福祉用具についての仕組みや制度を所管しておるところでございます。そして、先程申し上げたような政府のさまざまな方針に基づきまして、それを加速化するための実用化の支援を進めていくということでございます。

厚生労働省の具体的な事業におきましては、まさに公募要領と申しますか、仕様書に書きましたように、そういった制度所管及び福祉用具・介護ロボットの普及を介護現場で推進していくという立場から、その実際の普及、実用化の加速化を進めていくために、この

事業で様々なプレーヤー、現場の方々のお力をお借りしていくということでございまして、ある意味、この事業の委託元として全体のコーディネートを受託者との間で図ってまいるという状況、そういったような役割になっております。もちろん、そういう中においては、この事業を実際に進めるに当たってのうまくいくような指導ですとか、助言といったものを行う立場でございます。

○引頭副主査 確認ですが、コーディネートとおっしゃるのは、私のイメージですと、この事業の中間の報告であるとか、終了したときの報告などを受けながら、それに対して助言するというところで、実際の事業実施に関しては事業者にそのままお任せしているという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤課長 基本はおっしゃるとおりでございます。事業の実施に当たりましては、厚生労働省あるいは開発メーカー、その他の関係機関と十分に連携をさせていただいて、この受託者におかれましては、事業の方向性や、実際に実用化に当たって必要となる事項についての意見交換を図るということをご条件としてございます。

あと、報告についても、中間報告という話がございましたけれども、適宜経過報告を行ってくださいというふうになっております。

○引頭副主査 わかりました。ありがとうございます。

2番目の質問ですが、データベース、先ほど川島副主査も御質問されたと思いますが、テクノエイド協会さんの仕事は、福祉・介護用具とかそれらの事業者の登録というものを、登録料をいただいてそのデータベースを構築されているというように見受けられます。さらに、本日頂戴した資料では、TAISのデータは、登録した企業あるいは自治体、それから器具を使いたいユーザーの人たちには無償で開示している。ただ、TAISはこの法人、つまりテクノエイド協会の財産であり、他に引き継ぐことができないとしているのですが、先ほどの介護用具の登録といったことは、極めて行政の仕事のように見えます。こうした仕事を民間事業者がほぼ独占的に行っているように見えるわけですが、この経緯といいますか、テクノエイド協会さんがデータベースを独占的に構築するようになったいきさつといいますか、行政との切り分けについて、少し教えていただけますでしょうか。

○佐藤課長 実は、介護保険と福祉用具の関係について簡単に御説明申しますと、高齢者の介護のときに、高齢者の自立を支援するときに使う用具については、もともと世の中に様々なものが出回っております。そして、そういった用具そのものを製造したり、開発したり、そして、それを市場に供給して利用を促進するというそのものは、特に何も規制はございません。したがって、まさに介護というのは日常生活の支援ということになりますので、制度上はそういうものがない。そういう中で、一部政策的に必要なものについては、国がある意味審査をさせていただいて、公費すなわち介護保険によって一部手当てができるという仕組みになってございます。

そういった中で、福祉用具そのものの情報収集についても、今この場で御説明申し上げられる限りになりますけれども、特に何か登録しなければいけないというようなものは、

制度としてはございません。ただ、実態として現場では、これは私どもがお伺いする中の声の一つとしては、ある意味、登録されていることによっていろいろな情報が一覧で見られるので、利用者側からすれば信頼性が高いといった声はあろうかと思えますけれども、そういったような状況かと思っております。

○引頭副主査 今、お話にあったように、公的な公益財団法人ということで、信頼性があるということもあり、データベースを構築されていると思われます。テクノエイド協会さんの予算書を拝見していると、厚労省や経産省からの受託事業に関しては、公的目的の事業となっています。

今、競争相手を探すとか、複数者応札を目指すということが議論されているわけですが、公益事業として公益財団法人が受けている仕事が、果たしてそういうものにマッチするものなのかどうか、少しよくわからない感じがします。仮に、公益財団法人しか当該事業を受けられないということであれば、先ほど、潜在的な事業者がどのくらいあるかわからないというお話でしたが、たしかこのテクノエイド協会さんも、官僚経験者の方が再雇用を受ける場合に国への報告義務がある法人になっていることを考えますと、そうした指定をされている公益財団法人が何社程度あるのかについてはわかるのではないかと思います。

逆に、純粋な営利目的の民間事業者に事業をしていただくということであれば、テクノエイド協会さんが現在、公的目的事業として業務されていることとそれをどのように考えればよろしいのでしょうか。私も中身を熟知しているわけではないのですが、一般的には公的目的の事業とそうではない事業で税金など様々なものの取扱い違っていると理解しております。そう考えますと、もともとのたてつけがよくわからなくなってしまったので、お手数ですが、このことについて御説明いただけますか。

以上です。

○佐藤課長 大変申しわけありません。どのようなたてつけになっているか、あるいはどういう理解になっているかというのは、今この場でお答えを持ちあわせておりませんものですから、今の点については調べまして、後ほど事務局を通じまして、お答えさせていただきたいと思えます。申しわけありません。

○引頭副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 どうぞ。

○尾花副主査 1点御質問をさせていただきます。

「福祉用具臨床的評価事業」では、受託事業者が認証をします。それから「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」では、評価項目を策定します。こういった受託事業者さんが、このような国民が何か選択をする際の依拠する基準を定めたり、認証したりすることについて、間違った認証や評価項目の策定をした場合、御省はどのような形で責任をとるような仕組みになっているのでしょうか。

○佐藤課長 今、この事業のたてつけでいきますと、先ほど御質問を頂戴したのものとも関連いたしますけれども、厚生労働省とまず事業の実施に際して十分に連携をして、方向性

あるいは必要となる実際の事項、取り組みについて、まずよく意見交換をさせていただいているというのが1つ。

それから、実際に途中段階においても適宜経過報告を行っていただくということがございます。そういった中で、これは形としては委託でございますので、当然、受委託の関係にはなるのですけれども、御指摘のように間違っただけでできないような、その限りにおいての関与を国の方でさせていただいているという形と理解をしております。

○尾花副主査 では、間違っただけではどうするのでしょうか。

○佐藤課長 仮にそのようなことがあった場合には、やはりそれは事業の目的、仕様書の書き方というのはもちろんあるかと思っています。あるいは、その仕様書の意図に即した受託事業をやっているかということがあるかと思えますけれども、そこは実際に是正していただくというか、そういったようなところになるのではないかというのはございますが、いずれにしても間違いがないようにやっていただきたいということがございます。

○尾花副主査 質問の意図は、国民が用具や選択の基準となるような重要な基準について、市場性を持たせた競争をさせることについて、非常に違和感を覚えております。

それとの絡みでいきますと、評価基準等について、評価の手法が適切かとか、認証する機関や人材を選定されるのでしょうかけれども、適切な助言を出せる人をちゃんと選定しているかとか、そういった何か間違っただけではない評価をする際の委員会の構成人員について、競争に付するということに国民目線では非常に違和感を覚えている次第です。つまり、この支援事業や評価事業は、そもそも市場性がある、何らかの競争をさせて、よりよい事業にしたほうがいい事業なのかということに疑問に思うのですが、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○佐藤課長 先程同様の御質問があったときにもお答え申しましたけれども、恐らく、我が国の制度設計としては、そういったところまで今、制度がないのです。ないのですけれども、今、お感じになって御指摘を賜りましたような感覚として、より福祉用具そのものが国民生活の実際のところに浸透してきているのかもしれませんが、そういった中で、ある意味公的にしっかり決めるべきだというようなお考えといたしますか、そういう肌感覚がおありだとお受けとめいたしました。

今はそういったものがないのでございますけれども、ここは福祉用具そのものの全体の法的な位置づけですとか、介護保険の給付をどうするかですとか、そういったことについての広い意味での政策課題の部分ではあるかと考えております。

そういった問題意識なり肌感覚が、この事業のこの部分で、確かにおっしゃるように評価基準では結構いろいろなことを、仕様書プラス評価基準なのですけれども、仕様書でかなり柱の部分は書いておりますものの、評価基準のところでは結構細かい話を書いてございますのも御指摘のとおりでございます。福祉用具全体の制度設計のあり方というものも、実はこの事業の外の部分もあるわけでございますけれども、私どもとしても、今、国の審

議会等でどのようにしていくのが適切かというのも、今後検討されていくと思っております。そういった中で問題意識を持ちながら、御指摘いただいたことについてもあわせまして、検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○尾花副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 どうぞ。

○加藤専門委員 どうもありがとうございます。

ちょっと繰り返しにはなるのですが、2点お伺いしたいことがあります。

厚労省さん、済みません、私はこの分野がよくわかっていないので、最初のロボットの事業の方なのですけれども、ミスマッチを解消するということなので、確かに開発者みずからが受注するというのはなかなか難しいと思うのです。こういった分野で、開発者ではなくてコンサルティングサービスをするとか、総研とか、そういうことをやられている業者は存在しないのですか。そこら辺が、同じようなことを聞いているのですけれども、もう少し具体的にお答えいただくと、分野が違ってわからないので理解力が追いついていないのです。

○佐藤課長 一部、私の私見というか、私の今担当させていただいている立場における感じるところでございます。

介護全体については、我が国としても、今極めて大きな課題でもございますので、いわゆる民間のシンクタンク、コンサルさんといったようなところも、それぞれの得意分野はあるかと思っておりますけれども、かなり深い知見を持っておられる、あるいは研究されているというのは多々あると感じております。

そういった中で、一方で製造メーカーという部分についての知見というのと、あるいは介護現場をさまざまな情報を持ちながらつながることができるレベルでの肌感覚というか、そういったところは、私の今知る限りでは、どこができるのかというところは、にわかにはあれですが、少なくともパーツ、パーツで見えていきますと、当然それは、それぞれの得意分野があるコンサルさんがありますから、おられる部分はあるかと思っております。

○加藤専門委員 なので、市場化するとかどうか、求めるかによると思うのですけれども、そういったところを使うとすると、そういう人たちができることと、厚労省さんがどうサポートして業務を出したらそういう人たちが参画できるようになるかということをもっと具体的に御検討いただく。やるとすればです。やらないという決断もあるとは思いますが、ただ説明会に来た人にアンケートというのは、余り積極的ではないような気がするのですが、いつまでたってもそれは1者で変わらないのかなという感覚なのです。

もう少し具体的に、もちろん特定の会社だけをイメージすると、またそれは公正性が担保されないで難しいバランスだとは思っておりますけれども、どこで何ができて、できないから厚労省さんが何をサポートすれば、もっと複数者応札になりそうかというのを具体的に踏み込んでされるといいのかなと。その結果、やはり難しいからやめようという決断も当然あるとは思っておりますけれども、そこら辺のプロセスの議論の考察が見えてこないで、

ぜひ御検討いただければいいかなと思います。

○佐藤課長 ありがとうございます。

先ほどの北川委員からの御指摘と同様かと思っております。

○加藤専門委員 もう一つ、特にロボットの支援事業の話は、心の半分ではとても素晴らしい事業だと思う。立場的には100%本当に思うのですけれども、ただ一方で、すごく乱暴な言い方をすれば、技術の開発は開発者がやればいいのではないですか。ミスマッチしているのは、開発者が市場のニーズの調査が足りなくて、それをしっかりと調査して提供していけば、わざわざマッチングを助けてあげることはないかなと。必ずしも全ての産業でサポートしているのではないですね。となったときに、福祉とか介護でこういうことをやられていること自体が、どういった特殊性があってこういうサポートをしているのかなというところが根本的に疑問だったので、教えていただければと思いました。

○佐藤課長 私ども、1つ考えておりますこととしては、先ほどの制度設計論との関係も出てくるかと思うのですけれども、基本的に福祉用具は日常生活を助ける便利な道具というところからスタートしている部分がございます。ある意味、そういった意味では自由なところではあるわけでございます。ただ一方で、同じ用具であっても、現にそれは高齢者の要介護の状態像によって使い方が違う。あるいは、状態像によっては用具そのもの、同じ種類の違う製品であったほうがいいのか、そういったような状況があるわけでございます。

そういった中で、政策論として公の立場でどこまで利用者の安全な利用を確保していくのかということが1つあるかなと思います。そうなりますと、状態像を踏まえた開発のきめ細かい部分をどう対応してあげるかとか、あるいは開発を踏まえて事故が起こらないようにどう使い勝手をうまくするか。使い方の指導とか、そういった両面のプラスアルファの手当てがさらに必要となる部分ではなかろうかと考えているところでございます。

したがって、そういったところも含めましたマッチングというのを、この事業がスタートするときにも、開発サイドだけではやはりどうしてもエンドユーザーの状況に手が届きにくい部分があるということで、この事業そのものがスタートしたという経緯はございます。

以上でございます。

○加藤専門委員 ちなみに、開発している人というのはそんなに多くないのですか。市場規模的なものは結構多いのですか。

○東指導官 開発者といいますか、この事業でこれまで支援してきた機器ベースでいきますと77件ほどございますので、そういった規模でスタートしてきています。ただ、福祉用具というふうに広がっていきますと相当数ございまして、先ほども申し上げておりますTAISコード、ああいったところのベースでいきますと、製品ベースでは6,000から7,000ぐらいあるのではないかと聞いております。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

○井熊主査 大分いろいろな意見をいただきましたが、皆さんの意見を私なりに聞かせていただいて、幾つかのポイントに集約されるかなど。まず、前提として、日本再興戦略で取り上げられているように、この事業は大変重要であるということは皆さん共通した部分があるかと思いますが、やはり一番皆さんが疑問に思っているのは、テクノエイド協会さんとは一体何なのだろうというところだと思います。公益財団法人というのは、努めて公的な業務をされているところもあれば、まるで民間のような業務をされているところもありますが、その意味においては、この財団のポジションというのは、ある意味、厚労省さんの分身のようなこともやられている。そのようなところが事務業務的なものを受けられている。しかも、それを競争で厚労省さんが選ばれている。そういう意味で、テクノエイド協会さんという公益財団法人のポジションは一体何なのだろうというところが、御説明を伺っていてもよくわからないという部分があります。

やはり私は、民間が出てこないというのは、まずそこに最大の問題がある。そもそも厚労省さんの事業の中でつくられたデータベースをお持ちであって、そのデータベースを貸してあげると言っている財団法人にまともに競争を挑むような民間がいるのか。私も民間ですけれども、そういうことはしないなと思います。時間の無駄だと思いますので。

あとは、福祉用具の方の事業につきましては、このマークがそもそもテクノエイド協会というマークがついていますね。そういう中で、ここの財団に挑戦しようとそもそも思うか。厚労省さんと公益財団法人と民間との切り分けがよくわからないというところが1つ問題なのではないかと思います。

もう一つは、この内容を見ると、努めて事務的なものが入っている。例えばロボットの方であれば、電話による相談、ホームページによる相談、それからモニター調査、ホームページにて募集とかパンフレットの作成、これは非常に誰でもできる事務的な業務だと思います。福祉用具においても、事例の収集とか整理というのは事務的な業務であって、誰にでも頼めることだと思います。やはりそういう部分が、企画競争で専門性を問うといっているところが受託することによって、テクノエイドが本来負うべき専門的なミッションが達成されていないのではないかとということも懸念されてしまうわけであります。

先ほど、いろいろな改善をされていきながら、現状のままでやっていくと言われましたが、北川先生にも御指摘いただきましたけれども、3年たってしまったので、ちょっと悠長な感じがいたします。

やはり、今、申し上げたような点を改善しないでやっても、私は、恐らく次も1者だなと思いますし、このテクノエイド協会さんがきっと勝つのではないかなという感じがします。また、そこの中に事務業務が含まれてしまうということは、そもそものこの事業の目的からいってどうなのかなという感じがいたします。

その意味で、これは私の意見ですけれども、まず、市場化テストを適用するかどうかということの前に、今、申し上げたようなところをきちんと整理していただくことが大切かと思うのですが、委員の皆さん、いかがですか。

(首肯する委員あり)

○井熊主査 そのようなところをまずやっていただいた上で、結果として、今、申し上げたような事務業務は外部にどんどん出して行って、それをちゃんと市場化テストの中できちんと競争性を持ってやってもらうというのが筋なのではないかと思います。

そういったことで、本案件については、この委員会として競争性の改善を求めてきたところであります。委託業務として実施していただくことの妥当性も含めて、事業のあり方をまずは検討していく必要があるのではないかと思います。

いろいろ御説明いただいたのですが、現状の事業のあり方ということに関して、必ずしも説明性が十分だったというイメージは持っておりません。その意味では、今後、今、申し上げました事業の構造とか、あるいはどのようにスケジュールを進めるのか、そういうところを御検討されて、改めて事務局を通じて報告をしていただきたいと思います。

仮に御省が、そうではなくて、今のままだでもきちんと競争性が保てるのだというようなお考えであれば、現行事業者しか業務を実施できていない状況をどのように整理するのか検討いただいて、競争がきちんと働くということを御説明いただきたいと思います。それがもし納得いただけないのであれば、現状の中で民間競争入札の導入もあり得るということを留意の上、検討をしていただければと思います。

事務局は、厚生労働省の取り組み状況を把握し、今後も適切な時期に状況報告をお願いいたしたいと思います。

なお、今後、改めてヒアリングを実施する必要があるかなどを検討させていただく場合には、判断は主査に一任していただくという方針で、ほかの先生方、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○井熊主査 よろしく申し上げます。

それでは、本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。整理したものに付きましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告願います。また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認すべき事項等はございますか。

○事務局 議論中、引頭先生から質問していただいた件につきましての御回答もあわせて、後ほど報告するようにいたします。

○井熊主査 では、以上をもちまして「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」及び「福祉用具臨床的評価事業」の審議を終了いたします。厚生労働省の皆様におかれましては、御出席ありがとうございます。

また、以上をもちまして、本日の審議は終了となりました。傍聴者の方は御退席願います。

どうもありがとうございました。